

○ 総務省  
令第一号  
法務省

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令

（戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正）

第一条 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特別区及び」を「特別区にあつては区長、」に、「区長」を「区長又は総合区長」に改める。

(戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し of 事務の郵便局における取扱いに  
関する省令の一部改正)

第二条 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し of 事務の郵便局における取扱  
いに関する省令(平成十三年総務省・法務省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

第二条中「第二条第一項の」を「第二条の」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「以下同じ。」

又は」を「次条及び第四条において同じ。」又は」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「以下同じ。

」の交付」を「次条において同じ。」の交付」に、「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に、「職  
員(以下)」を「職員(次条及び第四条において)」に改める。

第三条中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「区」の下に「又は総合区」を加える。

第五条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間  
事業者の要件を定める省令の一部改正)

第三条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施  
民間事業者の要件を定める省令（平成十八年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、区」の下に「又は総合区」を、「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

（戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの際の業務の公共サービス実施民間事業者における実施に  
関する省令の一部改正）

第四条 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの際の業務の公共サービス実施民間事業者における実  
施に関する省令（平成十八年総務省・法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「区」の下に「又は総合区」を加える。

#### 附 則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。